

平成30年
7月1日から

下水道使用料を改定します

近年、浸水対策や老朽化、耐震化対策など下水道事業は多くの課題を抱えており、健全かつ持続的に事業を進めていくため、平成28年7月と平成30年7月の2回に分けて下水道使用料を改定することとなっています。このたび2年間の緩和措置が終了することに伴い、下水道使用料を改定しますのでお知らせします。

下水道の役割



- 雨水を集めて川へ流したり、大雨の時に一時的に雨水を貯めることで、浸水による被害を防いでいます。(費用は公費で負担)
- 家庭や工場などから出た汚水を下水道管を通して処理場に運び、処理した後に川へ流すことで、生活環境の改善や水質の保全に努めています。(費用は主に下水道使用料で負担)

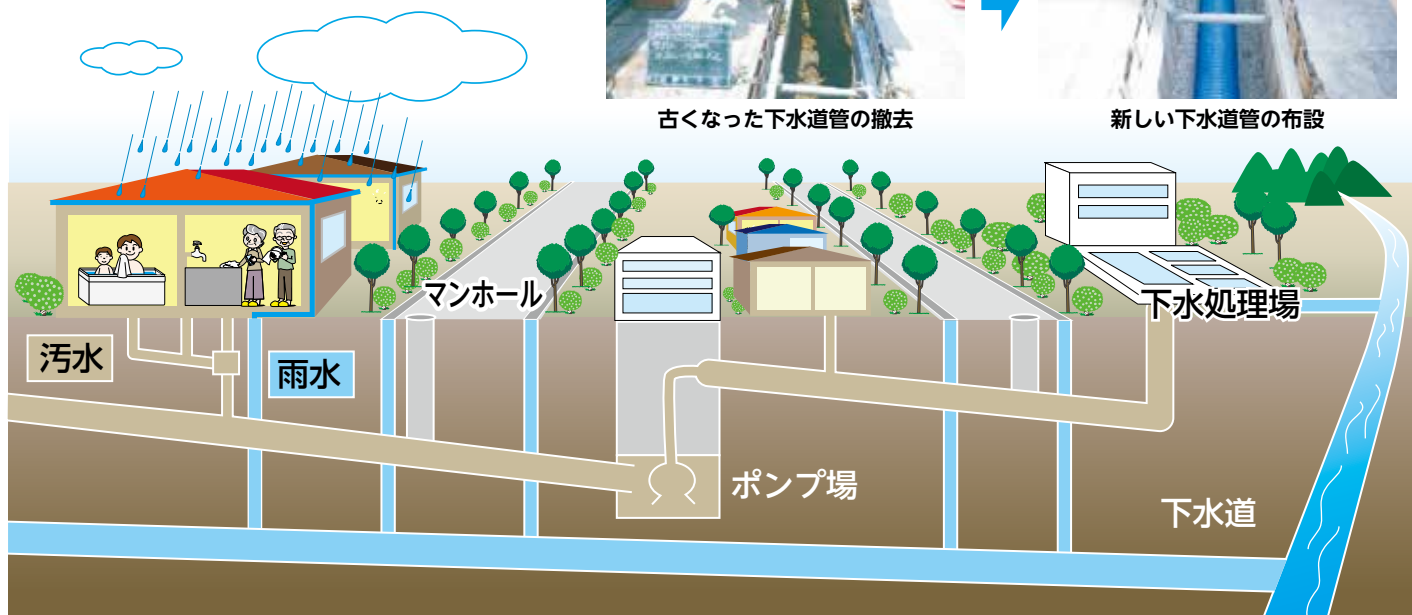
下水道の適切な維持管理が
わたしたちの生活を
支えています。



古くなった下水道管の撤去



新しい下水道管の布設



改定例 2カ月で40m³使用する場合

改定前	改定後
3,356円	3,924円
	増額分(568円)
現行分 (3,356円)	現行分 (3,356円)

2年間緩和措置

H28.7.1 H30.7.1

※上記の金額は消費税および地方消費税(8%)を含みます。

問い合わせ…下水道管理課 ☎048-258-4132
FAX048-252-1033

下水道使用料早見表(2カ月分)

排除量	改定前	改定後	
	現行	平成30年7月1日から	
	使用料	使用料	増額分
20m ³	1,650円	1,914円	264円
40m ³	3,356円	3,924円	568円
60m ³	5,408円	6,342円	934円
80m ³	7,460円	8,762円	1,302円
100m ³	9,512円	11,182円	1,670円

※下水道使用料は、水道料金と合わせてお支払いいただきます。

水道使用水量等のお知らせ

水栓番号 000999999-01

(999999)

川口市並木9丁目9-9

使用期間 平成29年 12月 6日
平成30年 2月 5日

口径 20mm

メーター番号 15199999

給水場所：川口市並木9丁目9-9

指針及び水量	今回請求予定金額
今回指針 100m ³	水道料金 5,550円
前回指針 60m ³	下水道使用料 3,356円
交換時水量 0m ³	
今回使用水量 40m ³	合計金額 8,906円

※水道水を使用した場合は、水道の使用水量を汚水の排除量としています。

2カ月で
40m³使用の
サンプルです。

